



おおつ割 参加店舗登録申込書 兼 誓約書



店舗ごとの申請となります。大津市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとの申請をお願い致します。

令和 年 月 日

大津市おおつ割事務局 宛

私は、募集要項および裏面の誓約事項について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

参加店舗 一覧表に 掲載する 店舗名	店舗名	フリガナ			
	所在地	〒			
	連絡先	電話	FAX		
	定休日・営業時間		定休日	店舗のレジ台数	
			営業時間	レジ（ ）台	
	E-mail				
	担当者名		フリガナ	HP URL(任意)	
	PRコメント (150文字以内)				
店舗の 業種 該当業種を○で 囲む	【小売業】	【小売業】菓子・デザート・パン／食料品（デリバリー専門店を含む）／酒類／精肉／生花 スーパー・マーケット・ショッピングセンター／衣料・身の回り品／生活雑貨／家具・家電 ホームセンター／書籍・文房具／おもちゃ・ベビー・子ども用品／自動車・自転車／化粧品・医薬品 工芸品／楽器／時計・眼鏡・補聴器／ガソリンスタンド／コンビニエンスストア／その他小売業			
	【サービス業】	【サービス業】 錢湯・温浴施設／娯楽施設・スポーツ施設／理容・美容／マッサージ・リラクゼーション クリーニング／体験教室／タクシー・自動車運転代行／その他サービス業			
事業者	事業者(会社)名 (法人の場合のみ)			代表者名 (個人の場合も含む)	
	所在地 (個人の場合は住所)				
	連絡先	電話	FAX		
	担当者名		フリガナ		
	資本金の額 又は出資の総額		円	常時使用する従業員	名
口座情報	振込方法	<input type="checkbox"/> 単独店舗振込 <input type="checkbox"/> 複数店舗一括振込 (振込先が同じ代表店舗名をご記入下さい。) 代表店舗名：			
	金融機関名	銀行・信用金庫			支店
		信用組合・農協			
	種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
	口座名義フリガナ				
	口座名義				

FAX送付先 ▶ 077-562-8877

メール送信先 ▶ otsu_wari@nta.co.jp

【個人情報の取り扱いについて】

①大津市おおつ割事務局では、ご記入いただきました個人情報を厳重に管理し、令和5年度大津市電子割引券発行による中小・小規模企業者応援事業の運営に関する諸手続きおよび事業参加店舗として宣伝告知や事務局との連絡等のために利用させていただきます。

②お問合せ：大津市おおつ割事務局(株)日本旅行 草津支店内 担当：佐々木、伊吹、山田 TEL：077-562-6001

募集要項と下記の宣誓事項の内容について遵守することを誓約し、申請下さい。

～電子割引券発行による中小・小規模事業者応援事業 誓約事項～

(1)中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財團法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等県内において事業を行う者で、別表に準じ、各要件を満たす者に該当する事業者です。

(2)次の各号のいずれにも該当する者ではありません。(いわゆる「みなし大企業」ではありません。)

①発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

②発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④発行済株式の総数または出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤①～③に該当する中小企業者の役員または職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

⑥本登録申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の平均年額が15億円を超える中小企業者

(3)登録店募集要項に記載されている内容に同意し、遵守するとともに事務局から配布された登録店対応マニュアルに記載されている方法でお客様に対し、電子割引券利用（割引処理）を行います。

(4)商品の販売、またはサービスの提供なく、「おおつ割」の換金を行いません。また、「おおつ割」を利用できない商品・サービスに対して、「おおつ割」の割引対応をしません。

(5)「おおつ割」の偽造・悪用・濫用はいたしません。

(6)「おおつ割」の取扱いに関して、大津市および事務局から改善要請等があった場合には、それに従います。なお、店舗側において不正な利用が認められる場合や大津市および事務局の指摘に適切に対応しない場合、参加店登録申請書の申請内容に虚偽や本誓約書の誓約内容に違反があった場合には、「おおつ割」の参加店登録を取り消されるとともに既振込額の返還および事業者名の公表を行うことに同意します。

(7)「おおつ割」事務局が行う訪問調査に協力します。

(8)「おおつ割」の利用期間中は登録店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。

(9)店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用ウェブサイト等に掲載)について同意します。

(10)「おおつ割」の利用に際して、利用者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。

(11)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。

(12)自己または自社もしくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

④暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑥上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(13)(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。